

参考(改正後の通知全文)  
障発0517第5号  
平成22年5月17日  
第一次改正  
障発0411第2号  
平成23年4月11日  
第二次改正  
障発0405第6号  
平成24年4月5日  
第三次改正  
障発0515第13号  
平成25年5月15日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



### 障害者虐待防止対策支援事業の実施について

障害者の保健福祉施策については、かねてより特段のご配慮をいただいているところであるが、障害者に対する虐待については、従来より数々の事件が報告されており、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための協力体制の整備や支援体制の強化が喫緊の課題となっているところである。

このため、今般、別紙のとおり「障害者虐待防止対策支援事業実施要綱」を定め、平成22年4月1日から実施することとしたので通知する。

## 障害者虐待防止対策支援事業実施要綱

### 第1 目的

障害者虐待については、その未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援が重要である。

このため、地域における関係行政機関、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、社会福祉協議会、障害者団体、医療関係者、司法関係者、民生委員、人権擁護委員、ボランティア、地域住民等（以下「関係機関等」という。）の協力体制の整備や支援体制の強化を図ることを目的とする。

### 第2 実施主体

第3の1、2、4の（2）の①及び②並びに5の事業の実施主体は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

第3の3及び4の（2）の③の事業の実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業の全部又は一部を社会福祉法人又はNPO法人等に委託することができるものとする。

### 第3 事業内容

下記の1に示した体制を整備（既存の体制の充実を含む。）するとともに、下記の2から5までの事業について、地域の実情を踏まえ、実施するものとする。

#### 1 連携協力体制整備事業

##### （1）趣旨

都道府県又は市町村は、障害者虐待防止の取組の推進を図るため、地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。

なお、本事業は、2から5までの事業の効果的な実施にも資するものである。

##### （2）事業内容及び実施方法

###### ア 事業内容

都道府県又は市町村は、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備を図る。

###### イ 実施方法

都道府県又は市町村は、関係機関等による日頃からの情報共有のための連携体制や関係機関等との緊急連絡体制の整備等の具体的方策について関係機関等で協議し、地域における関係機関等の協力体制を整備する。

#### ウ 留意事項

事業の実施に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項に規定する協議会（以下「協議会」という。）との緊密な連携を図るとともに、児童や高齢者の虐待の防止に係る地域のネットワークとも連携を図り、効率的かつ効果的な協力体制を整備すること。

## 2 家庭訪問等個別支援事業

### （1）趣旨

都道府県又は市町村は、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を個別の状況に応じてきめ細やかに行うため、地域の実情を踏まえ、（2）の①から⑤までの事業を適宜組み合わせて実施する。

### （2）事業内容及び実施方法

#### ① 家庭訪問

##### ア 事業内容

都道府県又は市町村は、障害者虐待の未然防止のため、過去に虐待のあった障害者の家庭や障害者支援施設等に長期に入所していた障害者が家庭復帰した家庭等、そのおそれのある障害者の家庭に対し、相談支援専門員等を重点的に訪問させることにより、家族関係の修復や家族の不安の解消に向けた支援を行う。

##### イ 実施方法

（ア）都道府県又は市町村は、相談支援事業所等に寄せられた相談や関係機関等からの情報を基に、訪問対象とする家庭を選定する。

（イ）都道府県又は市町村は、訪問対象として選定した家庭に対し、相談支援専門員等を重点的に訪問させることにより、家族関係の修復や家族の不安の解消に向けた支援を行う。

##### ウ 留意事項

事業の実施に当たっては、3の（2）の研修を受講した者等、障害者虐待の未然防止や虐待発生時の対応についての知識や経験を有する者により訪問させることが望ましい。

なお、実施主体が都道府県の場合は、市町村と協議の上、訪問対象とする家庭を選定するとともに、市町村と連携し、事業を実施すること。

また、必要に応じて、「④ カウンセリング」や「4 専門性強化事業」の活用を図ること。

## ② 相談窓口の強化

### ア 事業内容

都道府県又は市町村は、障害者虐待の早期発見及び迅速な対応を図るため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「法」という。）第36条第1項に規定する都道府県権利擁護センター（以下「権利擁護センター」という。）及び同法第32条第1項に規定する市町村障害者虐待防止センター（以下「虐待防止センター」という。）において、障害者虐待に係る24時間・365日の相談体制を整備する。

### イ 実施方法

- (ア) 都道府県又は市町村は、地域の実情を踏まえ、障害者虐待に係る24時間・365日の相談窓口を設置する。
- (イ) 都道府県又は市町村は、相談窓口の連絡先や対応時間等について、関係機関等に幅広く周知する。

### ウ 留意事項

実施主体が都道府県の場合は、市町村と連携して、障害者虐待に係る24時間・365日の相談体制を整備すること。

## ③ 一時保護のための居室の確保等

### ア 事業内容

都道府県又は市町村は、障害者虐待の迅速な対応を行うため、事前に障害者支援施設等に依頼し、居室の確保を行うとともに、緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に虐待を受けた障害者の受入れについて支援する。

### イ 実施方法

- (ア) 都道府県又は市町村は、事前に、虐待を受けた障害者の受入れが可能と認められる障害者支援施設や短期入所事業所等を選定して、一時保護のための居室を確保する。
- (イ) 都道府県又は市町村は、虐待を受けた障害者の障害や心身の状況、一時保護先の施設の状況等を踏まえ、必要に応じて、付添等を行う協力員を確保する。
- (ウ) 都道府県又は市町村は、虐待を受けた措置の対象とならない障害者について、一時保護を行った際に必要となる食費、光熱水費、消耗品費を障害者支援施設等に支払う。

### ウ 留意事項

市町村は、一時保護を受けた障害者について、必要に応じて、成年後見制度の利用について検討すること（成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の活用等）。

#### ④ カウンセリング

##### ア 事業内容

都道府県又は市町村は、障害者虐待に対する一連の対応後においても、引き続き適切な支援を行うため、医師会、臨床心理士会、精神保健福祉士会等の精神医療・保健・福祉関係団体の協力を得て、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者、障害者虐待を目撃した者、障害者虐待を行った家族等に対して、カウンセリングを行う。

##### イ 実施方法

- (ア) 都道府県又は市町村は、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者、障害者虐待を目撃した者、障害者虐待を行った家族等を対象としたカウンセリングについて、医師会、臨床心理士会、精神保健福祉士会等の精神医療・保健・福祉関係団体に協力依頼を行う。
- (イ) 協力を求められた医療機関の医師や臨床心理士、精神保健福祉士等は、対象者に対し、カウンセリングを行う。

##### ウ 留意事項

都道府県又は市町村は、虐待を受けた障害者のほかに、障害者虐待を行った家族等に対しても、障害者虐待の未然防止を図る観点から、カウンセリングを行うよう努めること。

また、カウンセリングを行う際には、これまでの家族関係の背景や障害者虐待が生じた要因を踏まえたカウンセリングを行い、カウンセリング終了後においても、「① 家庭訪問」の活用等により、さらに継続的な支援を行うよう努めること。

#### ⑤ その他地域の実情に応じて行う事業

都道府県又は市町村は、①から④に示した事業のほか、障害者虐待が発生した障害福祉サービス事業所等に対して、国が実施する障害者虐待の防止・権利擁護に関する研修を受講した者等を指導員として派遣する事業やオンブズマンを派遣する事業、地域において障害者の家庭の見守りを行う協力員を配置する事業等、地域の実情を踏まえた事業を実施することができる。

### 3 障害者虐待防止・権利擁護研修事業

#### (1) 趣旨

都道府県は、障害者虐待の問題について、障害者福祉施設従事者等の理解を深めるとともに、権利擁護センター及び虐待防止センターの職員や市町村の障害者虐待防止担当職員等の専門性の強化を図るため、研修を実施する。

#### (2) 事業内容及び実施方法

##### ア 事業内容

都道府県は、障害者福祉施設従事者等や権利擁護センター及び虐待防止センターの職員や市町村の障害者虐待防止担当職員等を対象として、以下の研修を実施する。

(ア) 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応研修

障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業所等の管理者又はサービス管理責任者等を対象とする。

- ・障害者虐待防止に関する基礎知識や障害者の権利擁護に関する意識啓発
- ・障害者虐待防止委員会の設置等、具体的な虐待防止の体制づくり
- ・身体拘束や行動制限を廃するための具体的な取組
- ・就労系事業所等における使用者虐待の発見と対応方法等についての研修

(イ) 権利擁護センター・虐待防止センター担当職員等研修

障害者権利擁護センター職員、障害者虐待防止センター職員及び地方自治体虐待防止担当職員等を対象とする。

- ・障害者虐待の通報を受けた際の事実確認やその後の対応方法
- ・虐待を受けた障害者に対する保護や支援、養護者に対する支援に関する実践的な専門知識や援助技術
- ・虐待防止ネットワークの構築と警察や地方労働局等との連携、協働方法
- ・障害者福祉施設における虐待事案に対する介入や適切な権限行使
- ・障害者を雇用する企業等における使用者虐待の発見と対応方法等についての研修

イ 実施方法

- (ア) 都道府県は、都道府県の協議会等を活用し、別途、国が行う研修を参考として、研修の実施方法や内容について検討を行う。
- (イ) 都道府県は、研修の質の向上を図るため、別途、国が行う研修に担当職員や都道府県研修の講師となる者を参加させる。

ウ 留意事項

都道府県は、本研修がより実践的な研修となるよう、演習による事例検討を実施すること。

#### 4 専門性強化事業

(1) 趣旨

都道府県又は市町村は、障害者虐待の問題に関する専門性を強化するため、医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保するとともに、都道府県は、障害者虐待に対する体制整備に資するため、虐待事例の分析等を行う。

## (2) 事業内容及び実施方法

### ① 医学的専門性の強化

#### ア 事業内容

都道府県又は市町村は、医師会等の医療関係団体の協力を得て、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者の治療の必要性や医学的側面からの支援方法について、都道府県・市町村職員、相談支援専門員等が専門的助言を得られるよう、地域における支援体制の専門性の強化を図る。

#### イ 実施方法

- (ア) 都道府県又は市町村は、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者の治療の必要性や医学的側面からの支援方法に係る専門的助言について、医師会等の医療関係団体に協力依頼を行う。
- (イ) 協力を求められた医療機関の医師等は、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者の治療の必要性や医学的側面からの支援方法について、専門的助言を行う。

### ② 法的専門性の強化

#### ア 事業内容

都道府県又は市町村は、弁護士会、司法書士会等の司法関係団体の協力を得て、虐待を受けた障害者の保護や権利擁護に係る法的な問題の対応方法について、都道府県・市町村職員、相談支援専門員等が専門的助言を得られるよう、地域における支援体制の専門性の強化を図る。

#### イ 実施方法

- (ア) 都道府県又は市町村は、虐待を受けた障害者の保護や権利擁護に係る法的な問題の対応方法に係る専門的助言について、弁護士会、司法書士会等の司法関係団体に協力依頼を行う。
- (イ) 協力を求められた弁護士や司法書士等は、虐待を受けた障害者の保護や権利擁護に係る法的な問題の処理について、専門的助言を行う。

### ③ 有識者との連携による事例分析等

#### ア 事業内容

都道府県は、障害者虐待の事例分析等を行う障害者虐待、高齢者虐待及び児童虐待に関する知識や経験のある学識経験者、医療関係者、司法関係者、福祉関係者等から構成されるチームを設置し、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者の事例について、チームにおいて分析・評価を行い、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援に資するための関係機関等の協力体制や支援体制に関するマニュアルの作成や改訂を行うほか、定期的な事例検討会の開催、市町村で開催される事例検討会への専門的助言等を行う。

#### イ 実施方法

- (ア) 都道府県は、障害者虐待の事例分析等を行うチームを設置する。
- (イ) チームは、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者の事例の分析・評価を行い、都道府県に対して、地域の関係機関等の協力体制、障害福祉サービス事業所の運営体制等に係る専門的助言を行う。
- (ウ) 都道府県は、チームの事例の分析・評価や専門的助言を踏まえ、地域の関係機関等の協力体制、障害福祉サービス事業所の運営体制等に関するマニュアルの作成の作成や改訂を行うほか、定期的な事例検討会の開催、市町村で開催される事例検討会への専門的助言等を行う。

#### ウ 留意事項

都道府県は、マニュアルの作成等にあたり、実際に発生した事例等を活用するよう努めることとし、作成したマニュアル等を市町村を始めとする関係機関等に幅広く情報提供するとともに、当該マニュアル等を「3 障害者虐待防止・権利擁護研修事業」等の研修の場においてテキストとして活用するよう努めること。

### 5 普及啓発事業

#### (1) 趣旨

都道府県又は市町村は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動を実施する。

#### (2) 事業内容及び実施方法

##### ア 事業内容

都道府県又は市町村は、地域住民をはじめとする関係機関等に対し、法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動を実施する。

##### イ 実施方法

都道府県又は市町村は、地域住民をはじめとする関係機関等に対して障害者虐待防止の普及啓発のためのシンポジウムの開催やパンフレットの作成等により広報その他の啓発活動を実施する。

### 第4 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

## 第5 留意事項

- 1 都道府県及び市町村は、事業を実施するに当たっては、協議会等において、実施する事業内容の検討や実績の検証等を行うこと。
- 2 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)を所管する関係部局との連携を図るとともに、障害者の働く場における障害者虐待については、都道府県労働局との連携を図ること。
- 3 都道府県及び市町村は、虐待を受けた障害者等に関する個人情報の取扱いに留意すること。
- 4 本事業の国庫補助対象には、別に国庫補助がなされているものは含まれないので留意すること。